

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

DV防止法の改正や県民意識の実態を踏まえ、DVの未然防止をはじめとして、被害者の相談から自立にいたるまでの総合的な施策を着実に展開し、暴力のない社会をめざすもの

2 計画の性格と役割

- (1) DV防止法第2条の3の規定に基づく基本計画
- (2) 富山県民男女共同参画計画の他、子育て支援、人権、児童虐待、福祉、教育などとの連携
- (3) 市町村、関係機関、関係団体等の主体的な参画と、県と連携した積極的な取組みを期待
- (4) 県民に対して、計画の推進について理解と協力を期待

3 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間 （※国の基本方針の見直しや新たに盛り込むべき事項が生じた場合は必要に応じて見直し）

第2章 富山県におけるDVの現状

■DV相談件数の状況



■一時保護件数

年度	件数
H25	49件
R1	31件
R6	20件

■保護命令発令件数

年度	件数
H25	13件
R1	16件
R6	13件

■DVの認識状況

身体的暴力は夫婦間であっても暴力であるとする割合が9割を超えているが、パートナーの行動を制限する行為は暴力にはあたらないとする認識が高い

行為	どんな場合でも暴力にあたると思う割合	暴力にあたると思わない割合
家族や友人との関わりを持たせない	69.2% (67.7%)	8.5% (8.3%)
交友関係や電話・メールなどを細かく監視する	66.3% (48.7%)	8.4% (9.1%)
異性との会話を許さない	60.3% (53.6%)	11.8% (15.7%)
物でなぐる、投げつける	96.1% (96.8%)	0.8% (0.7%)
刃物などでおどす	95.8% (96.5%)	0.8% (0.9%)

■DVの加害・被害の状況

■配偶者等からの被害経験
25.4% (25.6%)
⇒ 4人に1人は被害経験者
女性:29.2%(30.0%) 男性:19.5%(18.8%)

■配偶者等への加害経験
20.2% (23.0%)
⇒ 4~5人に1人は加害経験者
女性:18.6%(19.6%) 男性:22.9%(28.4%)

■交際相手からの被害経験
14.2% (14.4%)
⇒ 7人に1人は被害経験者
女性:18.8%(17.0%) 男性:7.1%(9.9%)

■暴力を防止するための対策と被害者への支援

相談しやすい環境を整備する	71.8%
家庭や学校等で、暴力を防止するための教育を行う	65.3%
加害者への罰則を強化する	59.8%
被害者が一時的に避難するための施設を整備する	55.0%
被害者の体や心のケアを行う体制を整備する	53.0%

環境や体制等の整備が上位となっている

第3章 計画の目標等

目標

男女が互いの人権を尊重し、配偶者等からの暴力のない社会の実現

基本理念

- (1) DVは、犯罪行為をも含む重大な人権侵害
- (2) 被害者の人権や被害者本人の意思の尊重
- (3) 被害者の子ども等も保護・支援の対象であること
- (4) DV防止、被害者保護、切れ目のない自立支援は国、県、市町村の責務
- (5) 国、県、市町村等の関係機関と民間団体等の連携・協働



5つの基本目標(17の重点目標)

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ 暴力の根絶を目指す社会づくりの推進

- 1 暴力の根絶を目指す社会づくりの推進
 - ①正しいDV理解の促進と予防のための教育・啓発の実施
 - ②家庭・地域・職場等における啓発
- 2 若年層への教育・啓発の強化
 - ①小学校・中学校・高等学校等における教育・啓発
 - ②民間団体との連携
 - ③デートDV防止のための啓発
 - ④SNS等を活用したDV予防教育・啓発の実施
- 3 調査研究への取組み
 - ①男女間における暴力に関する調査の実施
 - ②加害者対策への取組み

基本目標Ⅱ 通報への適切な対応と安心して相談できる体制の整備

- 4 発見・通報等に関する体制整備
 - ①DV発見・通報のための周知
 - ②民生委員児童委員、人権擁護委員等への働きかけ
 - ③児童相談所等との連携
 - ④医療関係者等への周知
- 5 通報への適切な対応
 - ①被害者と同伴家族の緊急時における安全確保
 - ②配偶者暴力相談支援センターにおける対応
 - ③警察における対応
 - ④関係機関の連携による対応
 - ⑤教育機関・医療機関における対応
- 6 相談体制の充実
 - ①身近な地域での相談窓口の充実
 - ②女性相談支援センターの相談機能の強化
 - ③警察の相談体制の充実
 - ④男性や性的少数者からの相談体制の整備
 - ⑤多様な相談窓口の情報提供と周知の強化
- 7 職務関係者等の能力向上への取組み強化
 - ①相談窓口職員の研修の充実
 - ②相談員のメンタルヘルスキアの充実
 - ③職務関係者等に対する研修
- 8 高齢者・障害者・外国人等への支援の充実
 - ①支援情報の提供
 - ②相談体制の充実
 - ③高齢者世帯等への見守り体制の構築

基本目標Ⅲ 安全な保護体制の構築

- 9 女性相談支援センターを中心とした保護体制の整備
 - ①女性相談支援センターにおける一時保護体制の充実
 - ②医学的・心理学的ケアの充実
 - ③保護命令制度の利用等
 - ④多様なニーズに対応した一時保護体制の構築
 - ⑤広域連携の推進
- 10 心身の健康回復に向けた支援
 - ①カウンセリングや特別相談の実施
 - ②女性相談支援センターを中心としたメンタルヘルスキアの充実
 - ③自助グループの活動支援
- 11 こどものケア体制の充実
 - ①こどもの支援のための体制づくり
 - ②こどもの学習支援及び安全確保

基本目標Ⅳ 被害者の自立に向けた切れ目のない支援体制の強化

- 12 関係機関との連絡調整
 - ①手続きの一元化等
 - ②被害者等に係る情報の保護
- 13 生活基盤確立のための支援
 - ①各種法制度の情報提供等の充実
 - ②法的な手続きについての支援
 - ③ひとり親世帯の自立支援
 - ④被害者の子どもに対するサポートの充実
 - ⑤就業支援の充実
 - ⑥住宅の確保に向けた支援
 - ⑦中長期的な心理的ケア及び意思決定のための支援

基本目標Ⅴ 関係機関等の連携・協働による効果的な施策実施体制の整備

- 14 地域における取組みの強化
 - ①市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進
 - ②市町村基本計画策定の推進
 - ③身近な地域での相談窓口の充実(再掲)
 - ④市町村におけるDV理解の啓発と相談体制強化に向けた支援
 - ⑤県と市町村との役割分担・相互協力
- 15 関係機関の連携協力体制の強化
 - ①富山県DV被害者及び困難な問題を抱える女性への支援調整会議の充実
 - ②配偶者暴力相談支援センター等を中心とした地域におけるネットワークの整備
 - ③配偶者暴力相談支援センターと児童相談所との連携の推進
 - ④関連するネットワークとの連携協力
 - ⑤県と市町村との役割分担・相互協力(再掲)
 - ⑥他の都道府県との連携
 - ⑦その他の関係機関との連携強化
- 16 民間団体との連携・協働の充実
 - ①民間団体との連携と協働
 - ②民間団体等への支援の強化
- 17 苦情処理体制の整備

現状と課題への対応

主な追加・拡充のポイント

- (p.33)正しいDV理解の促進のため、計画本文にもDVの具体例を追記
- インターネット上での情報発信の強化について追加

- (p.34)ネット交際におけるDVの予防・啓発や情報リテラシーの向上について追加

- (p.38)市町村窓口における対応職員による被害者の発見、窓口対応の質の向上について追加

- (p.38)医療関係者との連携を具体的に追記
- 表記を医療関係者等に変更し、DV被害者を発見しやすい診療科の具体例に産婦人科を追記

- (p.40)教員を対象とした啓発講座について追加

- (p.41)市町村の各種相談窓口における、潜在的被害者の掘り起こしについて追加

- (p.43)匿名性を確保した相談方法の検討について追加
- SNS相談窓口「女性相談@富山県」について周知強化を追記

基本目標Ⅰ 暴力の根絶を目指す社会づくりの推進

- 1 暴力の根絶を目指す社会づくりの推進
 - ①正しいDV理解の促進と予防のための教育・啓発の実施
 - ②家庭・地域・職場等における啓発
 - 2 若年層への教育・啓発の強化
 - ①小学校・中学校・高等学校等における教育・啓発
 - ②民間団体との連携
 - ③デートDV防止のための啓発
 - ④SNS等を活用したDV予防教育・啓発の実施
 - 3 調査研究への取組み
 - ①男女間における暴力に関する調査の実施
 - ②加害者対策への取組み

基本目標Ⅱ 通報への適切な対応と安心して相談できる体制の整備

- 4 発見・通報等に関する体制整備
 - ①DV発見・通報のための周知
 - ②民生委員児童委員、人権擁護委員等への働きかけ
 - ③児童相談所等との連携
 - ④医療関係者等への周知
- 5 通報への適切な対応
 - ①被害者と同僚家族の緊急時における安全確保
 - ②配偶者暴力相談支援センターにおける対応
 - ③警察における対応
 - ④関係機関の連携による対応
 - ⑤教育機関・医療機関における対応
- 6 相談体制の充実
 - ①身近な地域での相談窓口の充実
 - ②女性相談支援センターの相談機能の強化
 - ③警察の相談体制の充実
 - ④男性や性的少数者からの相談体制の整備
 - ⑤多様な相談窓口の情報提供と周知の強化
- 7 職務関係者等の能力向上への取組み強化
 - ①相談窓口職員の研修の充実
 - ②相談員のメンタルヘルスキアの充実
 - ③職務関係者等に対する研修
- 8 高齢者・障害者・外国人等への支援の充実
 - ①支援情報の提供
 - ②相談体制の充実
 - ③高齢者世帯等への見守り体制の構築

- (p.60)支援調整会議の各会議について、役割を明記

- (p.62)市町村と民間団体との連携の促進について追加

基本目標Ⅲ 安全な保護体制の構築

- 9 女性相談支援センターを中心とした保護体制の整備
 - ①女性相談支援センターにおける一時保護体制の充実
 - ②医学的・心理学的ケアの充実
 - ③保護命令制度の利用等
 - ④多様なニーズに対応した一時保護体制の構築
 - ⑤広域連携の推進
- 10 心身の健康回復に向けた支援
 - ①カウンセリングや特別相談の実施
 - ②女性相談支援センターを中心としたメンタルヘルスキアの実施
 - ③自助グループの活動支援
- 11 こどものケア体制の充実
 - ①こどもの支援のための体制づくり
 - ②こどもの学習支援及び安全確保

基本目標Ⅳ 被害者の自立に向けた切れ目のない支援体制の強化

- 12 関係機関との連絡調整
 - ①手続きの一元化等
 - ②被害者等に係る情報の保護
- 13 生活基盤確立のための支援
 - ①各種法制度の情報提供等の充実
 - ②法的な手続きについての支援
 - ③ひとり親世帯の自立支援
 - ④被害者の子どもに対するサポートの充実
 - ⑤就業支援の充実
 - ⑥住宅の確保に向けた支援
 - ⑦中長期的な心理的ケア及び意思決定のための支援

基本目標Ⅴ 関係機関等の連携・協働による効果的な施策実施体制の整備

- 14 地域における取組みの強化
 - ①市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進
 - ②市町村基本計画策定の推進
 - ③身近な地域での相談窓口の充実(再掲)
 - ④市町村におけるDV理解の啓発と相談体制強化に向けた支援
 - ⑤県と市町村との役割分担・相互協力
- 15 関係機関の連携協力体制の強化
 - ①富山県DV被害者及び困難な問題を抱える女性への支援調整会議の充実
 - ②配偶者暴力相談支援センター等を中心とした地域におけるネットワークの整備
 - ③配偶者暴力相談支援センターと児童相談所との連携の推進
 - ④関連するネットワークとの連携協力
 - ⑤県と市町村との役割分担・相互協力(再掲)
 - ⑥他の都道府県との連携
 - ⑦その他の関係機関との連携強化
- 16 民間団体との連携・協働の充実
 - ①民間団体との連携と協働
 - ②民間団体等への支援の強化
- 17 苦情処理体制の整備

- (p.48)性的な被害を受けた方に対するワンストップ支援センター及び医療機関との連携した支援について追加
- 経済的困難を抱える被害者に対する無料低額診療事業に関する情報提供について追加

- (p.48)保護命令制度に関する助言や手続きの支援について追加
- 保護命令制度の拡充に関する周知について追加

- (p.49)民間シェルターと連携した、被害者の自立に向けた継続的支援について追記

- (p.52)親子同時並行プログラムの考え方を取り入れた支援の実施について追加
- 市町村における要対協等との連携強化について追加

- (p.55)民法改正に関する適切な周知と相談対応、相談機関と司法機関との連携推進について追加

- (p.55)実施している各種事業について追記

- (p.56)保護命令制度の拡充に関する周知について追加
- 養育費確保等支援事業について追記

- (p.57)長年の被害により、主体的に選択・判断する力を奪われている被害者への意思決定のための支援について追記

- (p.59)市町村職員及び民間団体相談員を対象とした研修により、各市町村の相談体制の強化と民間団体との連携を強化することを追記

- (p.59)県内のどこに居住していても同質かつ継続的な支援が受けられるための、体制の整備・支援の質の向上について追加